

千葉県報

定例
平成24年3月30日

主要目次

○	規	使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則	一
○	規	千葉県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	二
○	告	示	
○	○	平成二十四年度千葉県一般会計及び特別会計の予算の要領	二
○	○	平成二十三年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領	二
○	○	特定計量器の定期検査の実施	二
○	○	地方卸売市場の廃止の許可	二
○	○	地方卸売市場の卸売業務の廃止	三
○	○	県営土地改良事業計画の変更	三
○	○	ふ化業者の登録	三
○	○	道路の供用開始	三
○	○	急傾斜地崩壊危険区域の指定	三
○	○	土砂災害警戒区域の指定（五件）	四
○	○	土砂災害特別警戒区域の指定（四件）	五
○	○	都市計画区域の変更	七
○	○	都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	七
○	○	都市計画用途地域の変更	七
○	○	都市計画航空機騒音障害防止地区の変更	七
○	○	都市計画道路の変更	八
○	○	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	八
○	○	都市計画公園の変更	八
○	○	都市計画公園事業の事業計画の変更認可	八
○	○	都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（六件）	八
○	○	昭和五十三年千葉県告示第三百九十二号の一部を改正する告示	一〇
○	○	公安委員会告示	一〇
○	○	警備員指導教育責任者講習の実施	一〇
○	○	警備員等の検定の実施（二件）	一一
○	○	公告	
○	○	大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出（四件）	一三

○	○	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等	一五
○	○	公共測量の実施	一五
○	○	都市計画道路事業の施行（三件）	一五
○	○	都市計画特定用途制限地域の関係図書の縦覧	一六
○	○	都市計画地区計画の関係図書の縦覧	一六
○	○	都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧	一六
○	○	都市計画用途地域の関係図書の縦覧（二件）	一六
○	○	都市計画高度地区の関係図書の縦覧	一七
○	○	都市計画航空機騒音障害防止地区の関係図書の縦覧	一七
○	○	都市計画道路の関係図書の縦覧（二件）	一七
○	○	土地区画整理組合の理事の住所の変更	一七
○	○	土地区画整理組合の改選による理事の氏名及び住所	一七
○	○	都市計画公園の関係図書の縦覧	一七
○	○	監査委員公告	一七
○	○	監査の結果に係る措置の通知の公表	一八

規則

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県規則第二十四号

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（千葉県立柏の葉公園総合競技場等使用料に係る規則で定める額）」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例別表第二千葉県立都市公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十四号）に基づくものの項千葉県立柏の葉公園総合競技場等使用料の目野球場（営利を目的とする催物に専用使用する場合に限る。）の節額の欄に規定する野球場の所在する国有財産法第三条第三項に規定する普通財産の一日分の貸付料に百分の百五を乗じて得た額を考慮して規則で定める額は、二万四千四百五十一円とする。

別表第三県民の日（六月十五日）の項施設の欄中

「港湾環境整備施設

千葉県立柏の葉公園（野球場に限る。）」を「港湾環境整備施設」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

千葉県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県規則第二十五号

千葉県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県立都市公園条例施行規則(昭和三十五年千葉県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「千葉県立柏の葉公園の野球場」を「千葉県立幕張海浜公園の駐車場(千葉市美浜区美浜及び豊砂の区域に限る。)」に改める。

別表第一千千葉県立柏の葉公園の項公園施設の欄中「庭球場」を「庭球場 野球場」に改める。
別表第三県民の日の項施設の欄中「庭球場」の下に「野球場」を加える。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

告

示

千葉県告示第二百二十三号

平成二十四年二月定例県議会の議決を経た平成二十四年度千葉県一般会計及び特別会計の予算の要領は、別冊のとおりである。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第二百二十四号

平成二十四年二月定例県議会の議決を経た平成二十三年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領は、別冊のとおりである。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県告示第二百二十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項第一号に規定する特定計量器の定期検査(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一

項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
茂原市	平成二十四年六月十五日	茂原市茂原一〇一番地 茂原市中央公民館	午前十時から午後三時まで
流山市	平成二十四年六月十日	流山市美原一丁目一五八番地の二 流山市北部公民館	午前十時三十分から午後三時まで
流山市	平成二十四年六月九日	流山市西初石四丁目三八一番地の二 流山市初石公民館	午前十時三十分から午後三時まで
流山市	平成二十四年六月八日	流山市名都借七五六番地の四 流山市東部公民館	午前十時三十分から午後三時まで
流山市	平成二十四年六月七日	流山市南流山三丁目三番地の二 流山市南流山センター	午前十時三十分から午後三時まで
流山市	平成二十四年六月八日	流山市平和台一丁目一番地の二 流山市役所	午前十時三十分から午後三時まで
長生郡一宮町	平成二十四年六月十九日	長生郡一宮町一宮二、四六〇番地 一宮町中央公民館	午前十時三十分から午後三時まで
長生郡長生村	平成二十四年六月十八日	長生郡長生村本郷一番地七七 長生郡長生村役場	午前十時三十分から午後三時まで
長生郡白子町	平成二十四年六月十五日	長生郡白子町関五、〇七四番地の二 長生郡白子町役場	午前十時三十分から午後三時まで
長生郡白子町	平成二十四年六月十六日	長生郡白子町関五、〇七四番地の二 長生郡白子町役場	午前十時三十分から午後三時まで

備考

- 検査時間のうち、正午から午後一時までは、休憩時間とする。
- 表に定める検査期日及び検査場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、知事が別に指定する日時に千葉県計量検定所において行う。

千葉県告示第二百二十六号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六十条の規定により、地方卸売市場の廃

止を次のとおり許可した。
平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

開設者の氏名又は名称 有限会社野田合同市場	地方卸売市場の名称 有限会社野田合同市場地方卸売市場	地方卸売市場の位置 野田市中野台三三三番地	取扱品目の部類 青果部	許可年月日 平成二十四年三月十二日
--------------------------	-------------------------------	--------------------------	----------------	----------------------

千葉県告示第二百二十七号

千葉県卸売市場条例（昭和四十六年千葉県条例第六十九号）第十二条第一項の規定により、次のとおり地方卸売市場の卸売の業務を廃止する旨届出があった。
平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

卸売業者の氏名又は名称 有限会社野田合同市場	卸売業務を廃止する地方卸売市場の名称 有限会社野田合同市場地方卸売市場	卸売業務を廃止する地方卸売市場の位置 野田市中野台三三三番地	取扱品目の部類 青果部	廃止年月日 平成二十四年三月三十一日
---------------------------	--	-----------------------------------	----------------	-----------------------

千葉県告示第二百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、八千代市及び印西市の一部を受益地域とする県営平戸2期地区土地改良事業（区画整理）計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができ。

また、この変更計画については、処分取消しの訴えを提起できず、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定を経た場合に、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の規定により、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができ。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 縦覧に供する書類の名称
県営平戸2期地区土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間
平成二十四年四月二日から二十七日まで

三 縦覧場所
八千代市役所及び印西市役所

千葉県告示第二百二十九号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をした。
平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

登録番号 二三〇三	氏名又は名称 有限会社椎名人工孵化場	住所又は所在地 山武郡横芝光町木戸六、一七七番地	ふ化場名称 有限会社椎名人工孵化場	所在地 山武郡横芝光町木戸六、一七七番地	登録年月日 平成二十四年三月三十日
--------------	-----------------------	-----------------------------	----------------------	-------------------------	----------------------

千葉県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、平成二十四年三月三十日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、平成二十四年三月三十日から三週間、縦覧に供する。
平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

路線名 県道成田小見川鹿島港線	供用開始の区間 成田市天神峰字中央一五二番一地先から一五五番三一地先まで
--------------------	---

千葉県告示第二百三十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び成田土木事務所において縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

北須賀和田一急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第二一号までを順次結んだ線及び標柱第二一号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。
標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地名	地番
一	成田市	北須賀	南大台	大坂	一、八一三番地先
二	〃	〃	〃	〃	一、八一三番
三	〃	〃	〃	〃	二八一番一
四	〃	〃	〃	〃	二六三番一
五	〃	〃	〃	〃	二五七番一
六	〃	〃	〃	〃	四〇八番一
七	〃	〃	〃	〃	二五〇番
八	〃	〃	〃	〃	四〇八番一
九	〃	〃	〃	〃	四〇八番二
一〇	〃	〃	〃	〃	四一七番一の一
一一	〃	〃	〃	〃	四一八番一
一二	〃	〃	〃	〃	四一八番一
一三	〃	〃	〃	〃	四一五番一
一四	〃	〃	〃	〃	四一五番一
一五	〃	〃	〃	〃	四一〇番
一六	〃	〃	〃	〃	二五一番
一七	〃	〃	〃	〃	二五九番一の二
一八	〃	〃	〃	〃	二六一番一
一九	〃	〃	〃	〃	二六五番二
二〇	〃	〃	〃	〃	二八二番
二一	〃	〃	〃	〃	一、七八三番一

千葉県告示第二百三十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
太田	木更津市太田、太田一丁目及び太田二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
太田二	木更津市太田二丁目及び太田三丁目区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
真里谷七	木更津市真里谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
真里谷二二	木更津市真里谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
湊	富津市湊の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備えていて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
戸張	柏市東柏の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
松ヶ崎一	柏市松ヶ崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
納屋	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
上柳戸	柏市柳戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
品川根	柏市高柳の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
腰巻	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

根戸一	柏市根戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
布瀬四	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
布瀬五	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

千葉県告示第二百三十四号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
 平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
久寺家	我孫子市久寺家の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
日秀	我孫子市日秀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
白山	我孫子市白山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
布佐	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久寺家二	我孫子市久寺家の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久寺家三	我孫子市久寺家の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
つくし野二	我孫子市つくし野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
緑一	我孫子市緑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
中里一	我孫子市中里の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
布佐三	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

布佐四	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
-----	------------------------	---------

千葉県告示第二百三十五号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
 平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北下一	鎌ヶ谷市道野辺北下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
囃子水三	鎌ヶ谷市道野辺囃子水の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
北下二	鎌ヶ谷市道野辺北下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百三十六号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
 平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大上四三	長生郡睦沢町大上碓上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び長生土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百三十七号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事

鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
太田	木更津市太田、太田一丁目及び太田二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
太田二	木更津市太田二丁目及び太田三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
真里谷七	木更津市真里谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
真里谷一二	木更津市真里谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
湊	富津市湊の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び君津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事

鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
戸張	柏市東柏の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
松ヶ崎一	柏市松ヶ崎の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

納屋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
上柳戸	柏市上柳戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
品川根	柏市高柳の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
腰巻	柏市腰巻の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
根戸一	柏市根戸の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布瀬四	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布瀬五	柏市布瀬の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百三十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事

鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
久寺家	我孫子市久寺家の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
日秀	我孫子市日秀の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
白山	我孫子市白山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布佐	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

久寺家二	我孫子市久寺家の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久寺家三	我孫子市久寺家の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
つくし野二	我孫子市つくし野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
緑一	我孫子市緑の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
中里一	我孫子市中里の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布佐三	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
布佐四	我孫子市布佐の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び柏土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百四十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。
平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
北下一	鎌ヶ谷市道野辺北下の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
囃子水三	鎌ヶ谷市道野辺囃子水の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び東葛飾土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第五項の規定により、山武都市計画区域、松尾都市計画区域、九十九里海岸都市計画区域及び成東都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更する。
平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 変更に係る都市計画区域の名称
さんむ都市計画区域
- 二 変更に係る土地の区域
平成二十四年三月三十日における山武市の全部の区域

千葉県告示第二百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、山武都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、松尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、九十九里海岸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び成東都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり変更した。
平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
さんむ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を定める土地の区域
山武都市計画区域、松尾都市計画区域、九十九里海岸都市計画区域及び成東都市計画区域の区域

千葉県告示第二百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、市川都市計画用途地域を次のとおり変更した。
平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
市川都市計画用途地域
- 二 都市計画を定める土地の区域
市川市加藤新田及び本行徳の各一部の区域

千葉県告示第二百四十四号

<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、松尾都市計画航空機騒音障害防止地区を次のとおり変更した。</p> <p>平成二十四年三月三十日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 さんむ都市計画航空機騒音障害防止地区</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 変更なし</p>	<p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、山武都市計画道路、松尾都市計画道路、九十九里海岸都市計画道路及び成東都市計画道路を次のとおり変更した。</p> <p>平成二十四年三月三十日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 さんむ都市計画道路一・三・一号首都圏中央連絡自動車道線ほか十四路線</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 山武市大字津辺字上掘合、字バラム子、字廣町、字通町、字榮町、字東町及び字焼香島、大字成東字高谷道、大字板付字土原、字前田、字高田、字東、字上落及び字下落、大字和田字堂ノ西、字大回向、字大回、字公城、字登戸、字稻荷塚及び字平野台、大字殿台字八反目、字荒田及び字島田、大字武勝字グミノ木並びに大字木原字大谷下、字大谷及び字櫛之木の各一部の区域</p>	<p>千葉県告示第二百四十五号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、山武都市計画道路、松尾都市計画道路、九十九里海岸都市計画道路及び成東都市計画道路を次のとおり変更した。</p> <p>平成二十四年三月三十日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 さんむ都市計画道路一・三・一号首都圏中央連絡自動車道線ほか十四路線</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 山武市大字津辺字上掘合、字バラム子、字廣町、字通町、字榮町、字東町及び字焼香島、大字成東字高谷道、大字板付字土原、字前田、字高田、字東、字上落及び字下落、大字和田字堂ノ西、字大回向、字大回、字公城、字登戸、字稻荷塚及び字平野台、大字殿台字八反目、字荒田及び字島田、大字武勝字グミノ木並びに大字木原字大谷下、字大谷及び字櫛之木の各一部の区域</p>	<p>千葉県告示第二百四十六号</p> <p>土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、いすみ市寄瀬土地区画整理組合の事業計画（事業施行期間及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十四年三月三十日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 組合の名称 いすみ市寄瀬土地区画整理組合</p> <p>二 事務所の所在地 いすみ市大原七、四〇〇番地の五〇</p> <p>三 設立認可の年月日 平成元年四月二十一日</p>
<p>四 変更の内容 事業施行期間 変更前 平成元年四月二十一日から平成二十四年三月三十一日まで 変更後 平成元年四月二十一日から平成二十六年三月三十一日まで 変更認可の年月日 平成二十四年三月三十日</p>	<p>千葉県告示第二百四十七号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、九十九里海岸都市計画公園を次のとおり変更した。</p> <p>平成二十四年三月三十日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 都市計画の種類及び名称 さんむ都市計画公園九・六・一号蓮沼海浜公園</p> <p>二 都市計画を定める土地の区域 山武市大字蓮沼字砂、字矢指及び字曙、大字蓮沼平字浜並びに大字蓮沼ハ字東芝地の一部の区域</p>	<p>千葉県告示第二百四十八号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、佐倉都市計画公園事業の変更を次のとおり認可した。</p> <p>平成二十四年三月三十日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p> <p>一 施行者の名称 佐倉市</p> <p>二 都市計画事業の種類及び名称 佐倉都市計画公園事業六・五・一号岩名運動公園</p> <p>三 事業施行期間 平成十七年八月三十日から平成二十七年三月三十一日まで</p> <p>四 事業地 取用の部分 変更なし 使用の部分 なし</p>	<p>千葉県告示第二百四十九号</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、市川都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。</p>

平成二十四年三月三十日	千葉県知事 鈴木 栄治	一 施行者の名称 市川市	二 都市計画事業の種類及び名称 市川都市計画下水道事業市川市第二号公共下水道	三 事業施行期間 昭和四十七年十二月二十二日から平成二十八年三月三十一日まで	四 事業地	収用の部分 変更なし	使用の部分 昭和四十七年千葉県告示第八百九十号、昭和五十四年千葉県告示第千六百号、昭和五十五年千葉県告示第千五百一十一号、平成二年千葉県告示第八百一十号、平成四年千葉県告示第百五十七号、平成七年千葉県告示第四百十二号、平成十五年千葉県告示第百七十三号及び平成二十年千葉県告示第百九十号の事業地に(一)に掲げる区域を加えた区域とし、当該事業地のうち(二)に掲げる地内において事業地を変更する。	(一) 市川市柏井町二丁目の一部の区域 (二) 市川市柏井町一丁目及び加藤新田地内	千葉県告示第二百五十号	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十四年三月三十日	千葉県知事 鈴木 栄治	一 施行者の名称 船橋市	二 都市計画事業の種類及び名称 船橋都市計画下水道事業船橋市第七号公共下水道	三 事業施行期間 昭和五十七年八月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで	四 事業地	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	千葉県告示第二百五十一号	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、船橋都市計画
下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十四年三月三十日	千葉県知事 鈴木 栄治	一 施行者の名称 船橋市	二 都市計画事業の種類及び名称 船橋都市計画下水道事業船橋市第九号公共下水道	三 事業施行期間 平成四年三月十日から平成二十九年三月三十一日まで	四 事業地	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	千葉県告示第二百五十二号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、木更津都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十四年三月三十日	千葉県知事 鈴木 栄治	一 施行者の名称 木更津市	二 都市計画事業の種類及び名称 木更津都市計画下水道事業木更津市第一号公共下水道	三 事業施行期間 昭和四十八年十月二十三日から平成二十八年三月三十一日まで	四 事業地	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし	千葉県告示第二百五十三号	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、成田都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 平成二十四年三月三十日	千葉県知事 鈴木 栄治	一 施行者の名称 成田市	二 都市計画事業の種類及び名称

成田都市計画下水道事業成田市第一号公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十五年二月二十七日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

千葉県告示第二百五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、袖ヶ浦都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。
平成二十四年三月三十日

一 施行者の名称

千葉県知事 鈴木 栄治

袖ヶ浦市

二 都市計画事業の種類及び名称

袖ヶ浦都市計画下水道事業袖ヶ浦市第一号公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年十一月二十二日から平成二十六年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 昭和四十九年千葉県告示第九百六十二号、昭和五十五年千葉県告示第五百八十四号、昭和五十八年千葉県告示第二百六十八号、昭和六十一年千葉県告示第六百七十五号、昭和六十三年千葉県告示第三百十八号、平成元年千葉県告示第八百六十二号、平成七年千葉県告示第六百七十六号、平成十一年千葉県告示第四百四十三号、平成十五年千葉県告示第三百五十八号、平成十七年千葉県告示第四百六十七号及び平成二十三年千葉県告示第二百八十五号の事業地のうち次に掲げる地内において事業地を変更する。
袖ヶ浦市奈良輪字蒲原及び字弁天地内

使用の部分 昭和四十九年千葉県告示第九百六十二号、昭和五十五年千葉県告示第五百八十四号、昭和五十八年千葉県告示第二百六十八号、昭和六十一年千葉県告示第六百七十五号、昭和六十三年千葉県告示第三百十八号、平成元年千葉県告示第八百六十二号、平成七年千葉県告示第六百七十六号、平成十一年千葉県告示第四百四十三号、平成十五年千葉県告示第三百五十八号、平成十七年千葉県告示第四百六十七号及び平成二十三年千葉県告示第二百八十五号の事業地のうち次に掲げる地内において事業地を変更する。
袖ヶ浦市奈良輪字蒲原、字弁天及び字高洲地内

千葉県告示第二百五十五号

昭和五十三年千葉県告示第三百九十二号(建築基準法第六条第一項第四号及び第二十二号の規定による市町村の指定)の一部を次のように改正する。
平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

二 第二十二条第一項の規定により指定する建築物の屋根の構造を政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない区域の表山武市の一部の区域の項区域の欄中「一部」を削り、同項指定年月日の欄中

「平成十三年五月十一日」を「平成十三年五月十一日」に改める。
平成二十四年三月三十日

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第7号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。
平成24年3月30日

千葉県公安委員会委員長 石川 次郎

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)に係る講習

2 講習の期日及び時間

平成24年7月18日(水曜日)から26日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

3 講習の場所

千葉県中央区新田町4番25号 パルサンライツ2階

4 受講対象者

- (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- (3) 規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
- (4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国

<p>家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。) 第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る旧規則第8条の合格証(以下「合格証」という。)の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の交付を受けている警備員であつて、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>5 受講定員 40人</p> <p>6 講習業務の委託 講習業務は、社団法人千葉県警備協会に委託して実施する。</p> <p>7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法</p>	<p>1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 4(2)に該当する者 合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 4(3)に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 4(4)に該当する者 合格証の写し</p> <p>(オ) 4(5)に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料等 ア 受講手数料 47,000円</p> <p>イ 納入方法 千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問い合わせ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110 内線3476</p>
<p>イ 受講申込票受付期間等 平成24年5月21日(月曜日)から25日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等 ア 受講手続</p>	<p>千葉県公安委員会告示第8号 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。 平成24年3月30日</p> <p>千葉県公安委員会委員長 石川次郎</p> <p>1 検定に係る警備業務の種別及び級 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第1条第2号に規定する施設警備業務 1級</p> <p>2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日 平成24年7月10日(火曜日)午前9時から午後5時まで</p> <p>3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所 千葉市美浜区高洲三丁目8番5号 ヴェルシオーネ若潮</p> <p>4 受講定員及び受検資格 (1) 受講定員 30人 (2) 受検資格</p>
<p>イ 受講申込書受付期間等 平成24年6月11日(月曜日)から15日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで</p> <p>ウ 添付書類 (ア) 4(1)に該当する者</p>	

<p>千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 規則第4条に規定する2級の検定(施設警備業務に係るものに限る。)に係る警備業法第23条第4項に規定する合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>イ 千葉県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>5 受検申込手続等</p> <p>(1) 受検申込手続</p> <p>ア 申込方法</p> <p>受検を希望する者(以下「受検希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、千葉県内に住所を有する者は住所地(受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に提出すること。</p> <p>なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p> <p>イ 受検申込票受付期間等</p> <p>平成24年5月21日(月曜日)から25日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受検者決定通知</p> <p>受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。</p> <p>なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。</p> <p>(3) 検定申請手続等</p> <p>ア 検定申請手続</p> <p>受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 検定申請受付期間等</p> <p>平成24年6月11日(月曜日)から15日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで</p> <p>ウ 添付書類</p> <p>(ア) 住所地を疎明する書面(千葉県内の営業所に属する警備員にあつては、その営業所に属することを疎明する書面)</p> <p>(イ) 4(2)アに該当する者は、合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面</p> <p>(ウ) 4(2)イに該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p>	<p>(エ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)</p> <p>(4) 検定手数料等</p> <p>ア 検定手数料 16,000円</p> <p>イ 納入方法 千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること。 なお、既納の検定手数料は、還付しない。</p> <p>6 問い合わせ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110 内線3476</p> <hr/> <p>千葉県公安委員会告示第9号 警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定により、警備員等の知識及び能力に関する検定を次のとおり実施する。 平成24年3月30日</p> <p>千葉県公安委員会委員長 石川 次郎</p> <p>1 検定に係る警備業務の種別及び級 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第1条第2号に規定する施設警備業務 2級</p> <p>2 検定に係る学科試験及び実技試験の実施期日 平成24年7月3日(火曜日)午前9時から午後5時まで</p> <p>3 検定に係る学科試験及び実技試験の実施場所 千葉市美浜区高洲三丁目8番5号 ザエルジオーネ若潮</p> <p>4 受検定員及び受検資格 (1) 受検定員 30人</p> <p>(2) 受検資格 千葉県内に住所を有する者又は千葉県内の営業所に属する警備員</p> <p>5 受検申込手続等 (1) 受検申込手続 ア 申込方法 受検を希望する者(以下「受検希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受検申込票に必要事項を記入し、千葉県内に住所を有する者は住所地(受検希望者が千葉県内の営業所に属する警備員である場合にあつては、その営業所の所</p>
---	--

在地を含む。)を管轄する警察署に提出すること。

なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

イ 受検申込票受付期間等

平成24年5月21日(月曜日)から25日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで

(2) 受検者決定通知

受検申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受検者を決定し、受検申込票を受理した警察署を経由して受検希望者に対し受検者決定通知を行う。

なお、受検希望者が受検定員を超過した場合は、抽選により受検者を決定する。

(3) 検定申請手続等

ア 検定申請手続

受検者として決定された者は、規則別記様式第1号の検定申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに受検申込票を提出した警察署へ提出すること。

イ 検定申請受付期間等

平成24年6月11日(月曜日)から15日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで

ウ 添付書類

(ア) 住所地を疎明する書面(千葉県内の営業所に属する警備員にあっては、その営業所に属することを疎明する書面)

(イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(4) 検定手数料等

ア 検定手数料

16,000円

イ 納入方法

千葉県収入証紙により、検定申請時に納入すること。

なお、既納の検定手数料は、還付しない。

6 問い合わせ先

千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110
線3476

公

告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十四年三月三十日から七月三十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十四年三月三十日から七月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイエー長浦店

袖ヶ浦市長浦駅前一丁目七番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見敏男ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫ほか

5 変更年月日

平成二十四年三月一日

二 届出年月日

平成二十四年三月十五日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び袖ヶ浦市環境経済部経済振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十四年三月三十日から七月三十日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十四年三月三十日から七月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

<p>ららぽーとTOKYO-BAY 船橋市浜町二丁目一番一号</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三井不動産株式会社 代表取締役 菰田正信 東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社アニエスベーサンライズ 代表取締役 門田剛ほか 東京都渋谷区神宮前二丁目二番一六号ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社アニエスベーサンライズ 代表取締役 門田剛ほか 東京都渋谷区神宮前二丁目二番一六号ほか</p> <p>5 変更年月日 平成二十三年十二月三十一日</p> <p>二 届出年月日 平成二十四年三月十五日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課</p>	<p>一 届出の概要 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、平成二十四年三月三十日から七月三十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十四年三月三十日から七月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 平成二十四年三月三十日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>
<p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 東神開発株式会社 代表取締役 関敏明ほか 変更年月日 平成二十四年二月一日</p> <p>二 届出年月日 平成二十四年三月十三日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課</p> <p>一 届出の概要 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出及び添付書類は、平成二十四年三月三十日から七月三十日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十四年三月三十日から七月三十日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 平成二十四年三月三十日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイエー長浦店 袖ヶ浦市長浦駅前一丁目七番地</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ダイエー 代表取締役 桑原道夫 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一</p> <p>3 変更前の駐車場の収容台数 五七三台</p> <p>4 変更後の駐車場の収容台数 五三〇台</p> <p>5 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 九か所</p> <p>6 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 八か所</p> <p>7 変更年月日 平成二十四年八月三十一日</p> <p>二 届出年月日</p>

平成二十四年三月十五日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び袖ヶ浦市環境経済部経済振興課

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。)第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成二十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に行う建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査のうち法第二十七条の二十六第一項の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九第一項の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等を次のとおり定めた。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 申請及び請求(以下「申請等」という。)の時期

経営規模等評価申請及び総合評定値請求に関する説明書(以下「説明書」という。)により定められた日(これらの日に申請等を行うことができない者については、予約により決められた日)とする。

二 申請等の場所

1 平成二十四年四月

千葉市中央区中央四丁目一三番二八号 新都市ビル九階経営事項審査室

平成二十四年六月から平成二十五年三月まで

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県庁南庁舎二階経営事項審査室

2 館山市北条四〇二番地一 千葉県安房合同庁舎三階大会議室

3 匝瑳市八日市場イ一、九九九番地 千葉県海匠土木事務所

三 申請等の受付時間

午前九時十五分から午前十一時三十分まで及び午後一時十五分から午後三時までとする。

四 申請等の方法

説明書又は予約により指定された日に当該説明書又は予約により指定された申請等の場所に七に定める申請書類等を持参の上、申請等をするものとし、郵送その他の送付による申請等は受け付けない。

五 説明会

経営規模等評価の日程並びに申請等の場所及び方法等に関する説明会を平成二十四年五月及び六月に実施する予定である。

六 申請等の用紙及び説明書の入手方法

千葉県県土整備部建設・不動産課ホームページ(<http://www.pref.chiba.lg.jp/>)

nyuu-kei/kensetsukouji/keijijikou/index.html)からのダウンロード等によるものとする。

七 申請書類等

1 経営規模等評価の申請

経営規模等評価申請書(規則別記様式第二十五号の十一)に工事経歴書(規則別記様式第二号)を添付するほか、知事が必要と認める資料として説明書で指定する書類を添付し、又は提示するものとする。

2 総合評定値の請求

総合評定値請求書(規則別記様式第二十五号の十一)に経営状況分析結果通知書(規則別記様式第二十五号の十)を添付するものとする。

八 手数料

1 経営規模等評価手数料

八千円と二千三百円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

2 総合評定値通知手数料

四百円と二百円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額

九 経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、申請者及び請求者宛て郵送により送付する。

十 この公告に関する問い合わせ先

千葉県県土整備部建設・不動産課建設業・契約室 電話〇四三(二二三)三一三三

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 千葉地方法務局

二 作業種類 公共測量(不動産登記法第十四条第一項地図作成)

三 作業期間 平成二十四年四月二日から平成二十五年三月三十一日まで

四 作業地域 松戸市八ヶ崎六丁目

都市計画道路事業の施行

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、千葉都市計画道路事業及び習志野都市計画道路事業の施行について次のとおり公告する。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

<p>一 都市計画事業の種類及び名称 千葉都市計画道路事業三・三・一五号美浜長作町線 習志野都市計画道路事業三・三・一号東習志野実靱線 習志野都市計画道路事業三・五・一八号藤崎実靱線</p> <p>二 施行者の名称 千葉県 千葉県</p> <p>三 事務所の所在地 千葉市中央区出洲港五三三番地一(千葉土木事務所)</p> <p>四 事業地 収用の部分 習志野市実靱三丁目及び千葉市花見川区長作町地内 使用の部分 なし</p>	<p>袖ヶ浦都市計画道路事業三・四・八号高須箕和田線</p> <p>二 施行者の名称 千葉県 千葉県</p> <p>三 事務所の所在地 木更津市貝淵三丁目一三番三三番四号(君津土木事務所)</p> <p>四 事業地 収用の部分 袖ヶ浦市奈良輪字田向、字三反町及び字御野狩並びに奈良輪一丁目地内 使用の部分 袖ヶ浦市奈良輪字三反町地内</p>
<p>都市計画道路事業の施行 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、野田都市計画道路事業の施行について次のとおり公告する。 平成二十四年三月三十日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>	<p>都市計画特定用途制限地域の関係図書の縦覧 平成二十四年三月三十日山武市の決定に係るさんむ都市計画特定用途制限地域の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 平成二十四年三月三十日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>
<p>一 都市計画事業の種類及び名称 野田都市計画道路事業三・四・二〇号今上木野崎線 野田都市計画道路事業三・五・二一号亀山宿里線 野田都市計画道路事業三・四・一二号宮崎山崎線</p> <p>二 施行者の名称 千葉県 千葉県</p> <p>三 事務所の所在地 松戸市竹ヶ花二四番地(東葛飾土木事務所)</p> <p>四 事業地 収用の部分 野田市みずき二丁目並びに山崎字宿里、字西新田、字北新田、字宿及び字中地地内 使用の部分 野田市山崎字宿及び字中地地内</p>	<p>都市計画地区計画の関係図書の縦覧 平成二十四年三月三十日市川市の変更に係る市川都市計画地区計画加藤新田地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 平成二十四年三月三十日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>
<p>都市計画道路事業の施行 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、袖ヶ浦都市計画道路事業の施行について次のとおり公告する。 平成二十四年三月三十日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>	<p>都市計画用途地域の関係図書の縦覧 平成二十四年千葉県告示第二百四十三号に係る市川都市計画用途地域の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。 平成二十四年三月三十日</p> <p>千葉県知事 鈴木 栄治</p>
<p>都市計画事業の種類及び名称</p>	<p>都市計画用途地域の関係図書の縦覧 平成二十四年千葉県告示第二百四十三号に係る市川都市計画用途地域の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。</p>

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十四年三月三十日山武市の変更に係るさんむ都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十四年三月三十日市川市の変更に係る市川都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画航空機騒音障害防止地区の関係図書の縦覧

平成二十四年千葉県告示第二百四十四号に係るさんむ都市計画航空機騒音障害防止地区の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十四年千葉県告示第二百四十五号に係るさんむ都市計画道路の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画道路の関係図書の縦覧

平成二十四年三月三十日山武市の変更に係るさんむ都市計画道路の関係図書の送付が

あったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

土地区画整理組合の理事の住所の変更

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、習志野市JR津田沼駅南口土地区画整理組合から次のとおり理事の住所の変更の届出があった。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

氏名	住 所	
	変 更 前	変 更 後
根本 孝一	習志野市谷津一丁目二〇番三二号	習志野市谷津一丁目二〇番六〇号

土地区画整理組合の改選による理事の氏名及び住所

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、木更津市請西千束台土地区画整理組合から次のとおり改選による理事の氏名及び住所の届出があった。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

伊藤 繁	木更津市請西八九六番地
大網 源	〃 一、一一二番地
岡野 純一	清見台南二丁目二番二三号
仲田 孝	請西南四丁目三五番地四
田邊 一茂	清見台南五丁目五番一七号
穂積 政光	請西三丁目九番一〇号コスモスイートB棟二〇二号

都市計画公園の関係図書の縦覧

平成二十四年千葉県告示第二百四十七号に係るさんむ都市計画公園の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課において縦覧に供する。

平成二十四年三月三十日

千葉県知事 鈴木 栄治

監査委員公告

監査の結果に係る措置の通知の公表
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別冊のとおり公表する。

平成二十四年三月三十日

千葉県監査委員	袴田哲也
千葉県監査委員	千坂正志
千葉県監査委員	山口登
千葉県監査委員	竹内圭司

購読料 月ごめ 一部一箇月一、一〇〇円（送料を含む。）

本号（別冊を含む。） 一部 二八三円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

定期購読申し込み先

一部売り申し込み先
〇四三（二三三）二一五二
〇四三（二三三）二六五八